

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松本 芳之

昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号）及び昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成27年 4月27日

昭島市長 北川 穰 一

記

諮問第 51 号

個人情報の目的外の利用について

諮問第 52 号

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について

諮問事項の詳細は、別紙1及び2のとおり

別紙 1

諮問第 51 号

個人情報の目的外の利用について

(説明) 昭島市個人情報保護条例 (平成10年昭島市条例第37号。以下「条例」という。) 第13条第2項第6号の規定に基づき、次の事項について諮問する。

高齢者の予防接種に係る個人情報の目的外の利用について

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 関係法令が昨年10月1日に改正され、高齢者を対象とする定期予防接種として新たに「高齢者肺炎球菌感染症予防接種」が行われることとなりました。

その対象者は、65歳の者 (平成31年3月31日までの間は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳) のほか、一定の身体障害を有する60歳以上65歳未満の者とされています。

保健福祉部健康課では、全ての対象者に漏れなく案内書・受診票を送付することで市民の利便性を向上させるとともに、事務の効率化を図るため、これらの者の個人情報をあらかじめ把握し、利用したいと考えています。このことが、条例第13条第1項により禁止されている個人情報の目的外の利用に該当することから、同条第2項第6号の規定に基づき意見を求めるものです。

目的外利用に係る個人情報の内容及び利用の時期は、次のとおりです。

(1) 個人情報の内容

心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害 (身体障害者等級1級) を有する60歳以上65歳未満の者の氏名、住所及び生年月日 (保健福祉部障害福祉課で保有)

(2) 利用の時期

平成27年5月上旬 (以降毎年3月)

また、今後においても、高齢者を対象とする定期予防接種に、更に新たな対象疾病が追加されることが見込まれますが、対象者に今回と同じく一定の身体障害を有する者を含む場合には、やはり同様の取扱いとしたいと考えていますので、このことも併せて意見を求めます。

平成27年 5月18日

昭島市長
北 川 穰 一 殿

昭島市情報公開・個人情報保護
運営審議会会長 松 本 芳 之

昭島市個人情報保護条例及び昭島市情報公開・個人情報保護運
営審議会条例に基づく諮問について（答申）

平成27年4月27日付け27企法指第8号にて諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第51号

個人情報の目的外の利用について

諮問第52号

社会保障・税番号制度に係る特定個人情報保護評価について

答 申

諮問第51号

個人情報の目的外の利用について

高齢者肺炎球菌感染症予防接種に係る案内書・受診票の送付対象者を抽出するため、一定の身体障害を有する者の情報をその保有する目的外に利用することについては、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るうえで必要であると認め、了承する。

また、今後、高齢者の定期予防接種に新たな対象疾病が追加された際に、その対象となる身体障害を有する者の範囲が今回と同じである場合に限り、同様の取扱いとすることについても併せて、了承する。

なお、個人情報の取扱いについては、最大限の注意を払っていただきたい。